

(社)全高P連 賠償責任補償制度のご案内

・この保険契約は(社)全国高等学校PTA連合会を契約者とする「PTA賠償責任保険」の団体契約であり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は(社)全国高等学校PTA連合会が有します。

1 補償の対象となる事故例

生徒の日常生活に起因する賠償責任(児童・生徒賠償責任担保条項)



PTA活動に起因する賠償責任(PTA管理者賠償責任担保条項)



2 対象となる事故の範囲

	補償の対象となる方(被保険者)	補償の範囲
児童・生徒賠償責任担保条項	生徒 ※本制度は生徒に責任能力がない場合で法定監督義務者(保護者)の方が責任を負う場合も補償の対象となります。	日本国内における日常生活に起因する賠償責任(24時間) ・生徒に過失があった場合が対象となります。(インターンシップ中・ボランティア活動中・課外授業中の賠償事故も、生徒に過失があれば対象となります。) ◇学校管理下での事故→ 学校管理下での事故は多くの場合、学校側の責任が問われる場合が多く、生徒の責任となることは少ないと考えられます。(生徒に過失があり法律上の賠償責任を負う場合のみが補償の対象となります。)
PTA管理者賠償責任担保条項	P T A	日本国内におけるPTA活動(注)の遂行に起因する賠償責任

(注)「PTA活動中」とは、PTAが企画・立案し主催する活動でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決議された諸活動をいいます。なお、PTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下に含まれませんので補償されません。

3 補償の内容

	補償の対象となる場合	補償の対象とならない場合(主なもの)
児童・生徒賠償責任担保条項	補償期間中に、生徒が誤ってケガをさせる等他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊し、*生徒またはその法定監督義務者(保護者)が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 【ご注意】 ◇けんかによる加害事故→ けんかによる加害事故については多くの場合、本人の故意によるものとみなされ、補償の対象とならないケースがあります。 ◇アルバイト中の事故→ 会社や店で業務に従事中に発生した賠償責任は一般的に使用者である会社側が対応することになります。 ◇学校管理下での事故→ 学校管理下での事故は多くの場合、学校側の責任が問われる場合が多く、生徒の責任となることは少ないと考えられます。(生徒に過失があり法律上の賠償責任を負う場合のみが補償の対象となります。)	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波等の天災 ④自動車、バイクなどの車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任 ⑤被保険者と同居する親族または被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ⑥他人からの借用品・預かり品に対する賠償責任 (例：借用中のパソコンを壊した) ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑧海外での賠償責任 ⑨契約により加重された賠償責任 等
PTA管理者賠償責任担保条項	①補償期間中に、PTA活動の遂行に起因し他人にケガをさせる等他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊したことにより、PTAが管理者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ②補償期間中に、PTAが第三者から借用したスポーツ用具等の財物を使用・管理中に損壊または紛失もしくは盗まれたことにより、PTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	①保険契約者、被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波等の天災 ④自動車、バイクなどの車両所有、使用、管理に起因する賠償責任 ⑤占有を離れた物や飲食物に起因する賠償責任 ⑥海外での賠償責任 ⑦契約により加重された賠償責任 ⑧保管物の欠陥、消耗または貸主に返還して30日経過後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任 ⑨PTAが所有、使用または管理する施設の修理、改築または取り壊しなどの工事に起因する賠償責任 ⑩PTA活動終了後にPTA活動以外の活動に起因する賠償責任 等

4 掛け金・補償額

	補償の対象となる方(被保険者)	補償の範囲	てん補限度額	掛け金
児童・生徒 賠償責任担保条項	生徒 (法定監督義務者である保護者を含みます。)	日本国内における 日常生活に起因する賠償責任 (24時間)	対人・対物合算 ^(注1) 1事故1億円 自己負担額1事故5千円 ^(注2) (注1)対人事故・対物事故合算して1億円が限度となります。 (注2)対人事故・対物事故それぞれに適用されます。	生徒1名あたり 年間 200円 (保険料191円+ 制度維持費9円)
PTA管理者 賠償責任担保条項	P T A	日本国内における PTA活動の遂行に起因する賠償責任	対人 1名 5千万円 1事故 5億円 対物 1事故 5千万円 自己負担額 1事故 1千円 (注)対人事故・対物事故それぞれに適用されます。 保管物 加害者1名 10万円 年間通算 500万円 自己負担額 1事故 5千円	

補償開始日が平成21年4月1日の場合。
保険期間中の加入については、月ごとに掛け金が減額となります。詳細については(社)全国高等学校PTA連合会にお問い合わせください。

【お支払いする保険金、お支払い方法】

(1)引受保険会社が承認した次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

- ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金
*賠償金の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要になります。
- ②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
*引受保険会社の書面による同意が必要になります。
- ③賠償責任がないと判明した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が同意した費用
- ④引受保険会社の求めに応じて、引受保険会社への協力のために支出された費用
- ⑤他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用および損害の防止・軽減に必要なまたは有益な費用

(2)保険金のお支払い方法

- ①③⑤は、①③⑤の損害額の合計額から免責金額を控除しててん補限度額を限度にお支払いします。
- ②④は、実額をお支払いします。ただし、②について損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。
- この保険は、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。
- PTA(学校)単位で5月1日付学校基本調査生徒数分の人数で加入していただきます。
なお、当年度5月1日付学校基本調査の生徒数に基づいて保険料を算出し、補償期間中の生徒数の増減による精算は行いません。生徒数の報告にあたっては、人数に誤りがないよう十分にご確認ください。不足していた場合には、その不足する割合により保険金が減額されることとなりますのでご注意ください。
- 掛け金は10万人以上が加入した場合の団体割引を適用しています。加入者数によって補償限度額等が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 生徒1名当たりの掛け金200円にPTA管理者賠償責任担保条項の補償も含まれていますのでPTAの分の掛け金は不要です。
- 掛け金には制度維持費9円が含まれています。詳細は(社)全国高等学校PTA連合会へお問い合わせください。

5 補償期間

平成21年4月1日午前0時～平成22年3月31日午後12時までの1年間

中途加入の場合は、加入申込みをした翌月の1日午前0時～平成22年3月31日午後12時となります。

6 本制度の加入について

本制度の新規加入の際は、各単位PTA内で本制度導入を検討していただくこととなります。
本制度は、単位PTA(学校)毎に一括してご加入いただき、PTA会員の生徒全員を補償するものですので、加入申込は単位PTA(学校)の担当者が一括して行います。(各単位PTAの申込担当者の方は、別途配布をしている「手引き」をご参照ください。)
なお、一旦加入をした後は、原則として毎年継続加入となります。

<ご加入にあたってのご注意>

- 告知義務：ご加入ならびに生徒数報告の際には、加入依頼書等の記載内容に誤りがないか十分にご確認ください。事実と相違している場合は保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 通知義務：ご加入の後、加入者票に記載された事項を変更される場合及びこの保険契約と重複する保険契約を締結される場合は引受保険会社にご通知の上、直ちにお手続きください。重複する保険契約を締結された場合、契約を解除することがあります。手続きが遅れますと保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- 共同保険契約に関するご説明：この保険契約は、下記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社の東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、各引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- 保険会社が破綻した場合の取扱いについて：保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、引受保険会社までご照会ください。
(注) 保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

このチラシはPTA賠償責任保険の概要を説明したものです。詳細は「手引き」に掲載の保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら下記までお尋ねください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このチラシの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●制度についてのお問い合わせ窓口

(社)全国高等学校PTA連合会
東京都千代田区神田佐久間町2-1
奥田ビル301号
TEL.03-5835-5711

●補償内容について各県連担当のお問い合わせ窓口

引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 TEL.03-5223-2607
(公務第二部 公務第一課)
共同引受保険会社 A I U 保 険 会 社 TEL.03-5619-3501
三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03-3259-4061
株式会社損害保険ジャパン TEL.03-3349-4026